

安全保障理事会決議 1902(2009)

2009年12月17日、安全保障理事会第6245回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議およびブルンジに関する安保理議長声明、とりわけ決議 1719 (2006)、1791 (2007) および 1858 (2008) を想起し、

ブルンジの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し

2008年12月4日にブジュンブラで開催された、ブルンジ和平プロセスに関する大湖地域の国家元首および政府の長による首脳会合の宣言およびブルンジ政府とツツ民族解放党 (Palipehutu-FNL) との間で到達した合意の重要性を再確認し、

地域和平構想、南アフリカ調停、ブルンジの平和のためのパートナーシップ、アフリカ連合および政治局が、ブルンジの平和を強固にする取組の支援に彼らが継続的に関与していることに対し敬意を表し

平和を強固にする重要な地域および残された課題、とりわけ Palipehutu-FNL の政党 (FNL) への移行、FNL 指導者の行政機関職への任命、良い統治を強化すること、武装解除、動員解除および再統合プロセスの持続可能性を確保すること、並びに治安部門改革を進めること、においてブルンジにより成し遂げられた成果を歓迎し、

ブルンジ政府および政党が独立国家選挙委員会の委員の任命および改定選挙規則のコンセンサス採択において達成した合意を賞賛し、当事者間の対話のための恒久的フォーラムに向けた法的枠組を与える政府の決定を歓迎し、2010年に予定されている選挙が、自由、公正且つ平和的な環境で準備され且つ実施される重要性を想起し、

国際連合システムおよび国際社会が、ブルンジにおける平和の強固と長期にわたる発展に対してその支援を維持する必要性を強調し、これに関連して、2009年10月のパリにおける資金供与国諮問グループ会合の開催および選挙に対する国際的支援を調整するために成立する対となる手続を歓迎し、

ブルンジに関する平和構築委員会の継続した関与および同委員会のブルンジ展開部委員長の最近の訪問を歓迎し、2009年7月のブルンジにおける平和構築のための戦略的枠組の履行における進展の2年ごとの見直しおよび2009年12月10日の平和構築委員会のブルンジ展開部委員長の説明に留意し、

ブルンジの全ての人民の中に永続する和解を促進することにおける移行期司法の重要性を認識し、2000年のアルーシャ合意およびその決議 1606 (2005) に従った、移行期司法制度の確立に関する国民的協議の過程を歓迎し、

反政府政治活動家および市民社会の代表の集会および表現の自由の制限を含む、継続する人権侵害および市民の自由の制限に懸念をもって留意し、また、ある政党に関連する青年集団によって続けられた暴力の報告に等しく懸念を表明し、

ブルンジ政府に対し、刑事免責の免除と戦うその取組を継続することおよび殺人を含む人権侵害事件に迅速な結論をもたらすことを奨励し、

女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009) および 1889 (2009)、武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) および 1894 (2009) 並びに子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) および 1882 (2009) を想起し、

国際連合ブルンジ統合事務所 (BINUB) に関する事務総長の第 6 回報告書 (S/2009/611) を審議し、

1. 決議 1719 (2006) において設定し 1791 (2007) および 1858 (2008) で更新された、BINUB の職務権限を 2010 年 12 月 31 日まで延長することを決定する。
2. ブルンジ政府および FNL に対し、2008 年 12 月 4 日の合意の履行を達成するためあらゆる努力を行うことを奨励し、全ての当事者に対し、緊張の再開を促進するようないかなる行為を思いとどまることを求め、また彼らに対し、和解およびブルンジ憲法に納められた対話の精神で未解決の問題を解決することを奨励する。
3. 地域和平構想、南アフリカ調停、政治局およびブルンジの平和のためのパートナーシップが、2009 年までにブルンジにおける平和構築にもたらした貢献を認識し、地域和平構想の指導者、アフリカ連合およびその他の国際的パートナーに対し、2008 年 12 月 4 日宣言の履行は不可逆であることを確実にし且つ和平プロセスを強固にするため現場で引き続き積極的に従事することを奨励する。
4. とりわけ BINUB を通して、準地域、地域および国際的パートナーと完全に協力して、和平プロセスのあらゆる局面での支援において強固な政治的役割を果たすことを、事務総長に求める安保理の要請を繰り返し表明する。
5. ブルンジ政府と緊密に協力して活動する BINUB は、選挙過程、民主的統治、平和の強固、持続可能な社会復帰およびジェンダー問題の支援にとりわけ注意を払うべきことを決定する。
6. 2010 年の選挙のための都合の良い条件を創設するブルンジ政府およびブルンジ国内の協力者の主要な責任を認識し、ブルンジ政府に対し、2010 年に自由、公正且つ平和な選挙の実施に資する環境を創設するために必要な措置を講じることを促し、ブルンジ政府およびその政党に対し、とりわけ対話のための恒久的フォーラムを通じた対話に引き続き従事することを奨励する。
7. ブルンジ政府およびその政党に対し、独立国家選挙委員会の独立および信頼性を維持するための努力を継続することを促す。

8. 選挙に向けた全国的な市民教育運動のンクルンジザ大統領の 2009 年 9 月の開始を支援し、選挙過程中の市民教育活動の探求を奨励する。
9. 選挙過程を支援する国際連合の用意が整っていることを歓迎し、また、BINUB に対し、その既存の資源の範囲内で且つ要請に応じて、選挙過程の決定的な局面で独立国家選挙委員会に対し後方支援を提供する準備をすることを要請する。
10. 事務総長特別代表に対し、とりわけ来るべき選挙の文脈において、平和および安定を維持する取組を支援し続けている間、国内と国際的な利害関係者間の対話を助長し且つ促進するという安保理の要請をくり返し表明する。
11. ブルンジ政府、平和構築委員会および国内と国際的なパートナーに対し、平和構築のための戦略的枠組の下で為した公約を敬うことを奨励し、また平和構築委員会に対し、BINUB からの支援を得て、ブルンジにおける持続可能な平和と安全、再統合および長期の開発のための基礎として置かれていることにおいて、また来るべき選挙を含むこれらの目的を達成するために必要とされる資源を動員することにおいて、ブルンジ政府を支援し続けることを要請する。
12. ブルンジ政府に対し、平和的和解の課題、とりわけ民主的な統治、治安改革、土地所有、司法制度および女性と子どもの権利に特別の焦点を絞った人権の保護、に関するその取組を進めることを奨励する。
13. BINUB および他の国際的パートナーの支援を得たブルンジ政府に対し、不正との戦いに継続的に焦点を絞った、政治的、経済的且つ行政的統治を向上させることを目的として構造改革を進めるその取組を整備することを奨励し、また、とりわけ包括的な行政改革計画（PARP）の履行を奨励する。
14. 治安部門改革の重要性を強調し、全ての国際的パートナーに対し、BINUB と共に、とりわけ人権と性的およびジェンダーに基づく暴力に関する訓練の分野において、国の治安当局および警察の能力を専門化し且つ向上するためのブルンジ政府の取組を支援することを促す。
15. ブルンジ政府に対し、BINUB、UNDP および世界銀行を含む、全ての国際的パートナーと協力して、武装解除および動員解除過程と動員解除された兵士、元戦闘員、帰還難民、避難民および紛争により影響を受けた、とりわけ女性と子どもの脆弱なその他の集団の、持続する社会的・経済的復帰戦略を完了することを奨励し、また、国際的パートナー、とりわけ平和構築委員会に対し、これをすぐに支援するため取り組むことを促す。
16. タンザニアで生活している難民に対する尊厳ある恒久的な解決の達成に向けたブルンジ、UNHCR およびタンザニアから成る三者委員会による進展を歓迎し、ブルンジ難民の残りの件数に関する継続的取組を奨励する。

17. ブルンジ政府に対し、BINUB および他のパートナーの支援を得て、移行期司法に関する国民的協議を、その時宜を得た終了と最終報告書の発表を目的として、継続することおよびこれらの協議の結果は、移行期司法の手続の設置の基礎を形作ることを保証することを奨励する。
18. ブルンジ政府に対して、総会決議 48/134 に示されたパリ原則に一致して、信頼に足る国家独立人権委員会の設立を通じてを含む、人権の尊重および保護を広くするための同政府の取組を進めることを求め、さらに同政府に対し、不処罰を終結させることおよびブルンジの憲法に納められブルンジが批准した条約を含む国際的な人権文書に規定されたような、市民的、政治的、社会的、経済的および文化的権利を脅威や脅迫なしにその市民が十分に享受することを確保できる必要な措置を講じることを奨励する。
19. とりわけ継続する性的およびジェンダーに基づく暴力に安保理の懸念を表明し、政府に対し、更なる暴力を防止するための必要な措置を講じることおよびそのことに責任を有する者を訴追することを確保すること継続することを促す。
20. 武装集団による全ての子ども解放を歓迎し、彼らの持続可能な再統合の必要性を強調し、これに関連して、この分野における世界銀行による計画の実施を歓迎し、同政府に対し、BINUB、UNICEF および深刻な子どもの権利侵害の監視と報告に関する国別作業部会の他のメンバーの支援を得て、子どもの権利の侵害に対する刑事免責の免除と戦うことを促す。
21. BINUB に対し、各々の能力と現行の職務権限の範囲内で、ブルンジおよびコンゴ民主共和国両政府と協力して、国際連合コンゴ民主共和国ミッション（MONUC）との協力に対する現行規定を適切に強化することを促す。
22. 事務総長に対し、2010 年 5 月の選挙過程に関する説明および 2010 年 11 月の BINUB の職務権限の履行に関する十分な報告書を安保理に提供することを要請し、また事務総長に対し、この報告書に、2006 年 6 月 21 日の彼の報告書（S/2006/429）に対する 2006 年 8 月 14 日の補足において設定された達成条件が到達した範囲に関する詳細な再検討を、およびブルンジ政府との協議の後に、より開発に焦点を絞った現地関与への移行のための改良された時間的枠組に関する勧告を含む、ブルンジにおける国連の現地関与の方向性と構成を為すのに必要な変化に関する勧告を提出することを、組み込むことを要請する。
23. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。